

2023年10月18日

国立大学法人徳島大学長  
河村保彦殿

常三島地区職員過半数代表者  
山口裕之

## 医員の日給の就業規則上の扱いについて

日頃より徳島大学の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて先日、徳島大学病院の医員の日給が、2008年以來15年ぶりに増額改定されたことをうかがいました。しかし、それに先立って過半数代表者への意見聴取などは行われませんでした。これは、「労働条件は労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」という労働基準法第2条の規定から見て好ましくないと考えます。

また、そもそも医員の日給は、徳島大学学内サイトの「就業規則・労使協定」のページに掲載されておりません。これは、労働基準法第106条の「就業規則の周知義務」の反しているのではないかと懸念します。

さらに、就業規則には「医員等の日給は別に定める」とあり、具体的な金額は別定めとなっておりますが、これは労働基準法第89条に「賃金の計算方法」が絶対的記載事項となっていることに反しているのではないかと考えます。

つきましては、下記のように、早急に改善されますことを提言します。

### 記

- ・医員の日給の改定に際しては、過半数代表者の意見を聴取すること。
- ・医員の日給を事業所内に周知すること。
- ・医員の日給額の表（あるいは計算方法）を就業規則に明記すること。

以上